

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画  
第二版

資料編

資料編 1. 災害時等の応援に関する協定書

資料編 2. 様式集

## 資料編 1. 災害時等の応援に関する協定書

# 災害時等の応援に関する協定書

## (趣旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「縣市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災縣市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある縣市（以下「被災縣市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災縣市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急処理事態

## (応援縣市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援縣市は、必要に応じ被災縣市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援縣市は、相互に連絡をとり、主たる応援縣市を決定する。
- 3 主たる応援縣市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

## (応援の内容)

第3条 応援縣市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
    - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
    - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
    - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
    - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
  - (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災縣市等の境界付近における必要な措置
  - (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
  - (4) 医療機関による傷病者の受入
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 各縣市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

## (応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする縣市は、別に定める内容を明らかにして、他の縣市に要請するものとする。

- 2 各縣市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であつて別に定めるときに通信途絶等により被災縣市等から前条の要請がない場合、他の縣市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた縣市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援縣市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災縣市等が、被災縣市等への往復の途中において生じたものについては、応援縣市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災縣市等及び応援縣市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の縣市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係縣市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事  
三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

## 災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）

（趣旨）

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援縣市）

第2条 協定第2条第1項に基づく応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援縣市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災縣市の情報収集と状況把握
  - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
  - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
  - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災縣市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援縣市の救援対策本部には、被災縣市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。
- 3 協定第2条第2項に基づく主たる応援縣市は、別表1のとおり、決定するものとする。ただし、太平洋側の複数県が被災した場合には、別表2のとおり、決定するものとする。
- 4 協定第2条第3項に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。
- (1) 被災縣市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
  - (2) 被災縣市の情報収集と状況把握
  - (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
  - (4) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け（コーディネート）
  - (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
  - (6) 被災縣市および災害応急活動実施機関との連絡調整
  - (7) 被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

（幹事県）

第3条 応援縣市の調整、決定、中部9県1市内での共有等を実施するため、幹事県を置く。  
2 幹事県は、別表3に掲げる輪番による。

（応援の内容）

第4条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各縣市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする県市は、無線又は電話等(以下「無線等」という。)により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 物資等の搬入、人員の派遣

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(応援実施の手続)

第6条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第7条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第8条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的活動)

第9条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、震度6弱以上の地震による災害をいう。

2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。

(1) ヘリコプター等による被災状況の収集

(2) 職員派遣による情報収集

(3) その他効果的な情報収集

3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。

4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。

5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第5条から第8条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員

の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第11条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表（別表4）
- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
- (3) 避難所の位置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成27年1月19日から施行する。

附 則 この実施細則は、平成31年4月1日から施行する。

平成27年1月19日

富山県知事政策局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監  
長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理部長 静岡県危機管理監  
愛知県防災局長 三重県防災対策部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋市消防長

(別表1)

被災縣市と主たる応援縣市の一覧表

被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、幹事県が主たる応援縣市を調整し、定める。

(別表 2)

被災縣市と主たる応援縣市の一覧表（太平洋側の複数県が被災した場合）

被災縣市	主たる応援県順位
静岡県	1 富山県 2 長野県
愛知県	1 石川県 2 岐阜県
三重県	1 福井県 2 滋賀県

※本表に基づき活動する場合としては、太平洋側の3県すべてで震度6強以上の地震が発生した場合などが想定される。

※第2位の県は、第1位の県が主たる応援縣市となった場合、応援縣市としての活動が可能であれば、主たる応援縣市と協力して、被災縣市の応援縣市として活動する。

※順位内の県で応援できない場合、幹事県が主たる応援縣市を調整し、定める。

(別表3)

幹事県の一覧表

順位	県名
1	長野県
2	岐阜県
3	静岡県
4	愛知県
5	三重県
6	富山県
7	石川県

※順位は、平成31年度を1とする。

※幹事県が被災した場合、翌年度の幹事県が代行する。なお、翌年度の幹事県が調整できない場合、翌々年度の幹事県が担う。以下同じ。

(別表4)

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当部局 課室名	一般加入電話			行政電話	消防防災 電話 (FAX)	地域衛星電話 (FAX)	Eメール
		代表 (内線)	直通 (時間外)	FAX (時間外)				
富山	総合政策局	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			-	16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosaikikikanr i@pref.toyama. lg.jp
	防災・危機管理課	076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)				
石川	危機管理監室 危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地			5295 2376	17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref. ishikawa.lg.jp
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)				
福井	安全環境部	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			5495 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@pr ef.fukui.lg.jp
	危機対策・防災課	0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)				
長野	危機管理部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2			-	020-231 (020-231)	0202315208 (0202318739)	bosai@pref.nag ano.lg.jp
		026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7408 (026-235-7408)	026-233-4332 (026-233-4332)				
岐阜	危機管理部 防災課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			-	21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref. gifu.lg.jp
		058-272-1111 (内線 2746)	058-272-1125 (058-272-1034)	058-271-4119				
静岡	危機管理部 危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号			-	22-31 (22-26)	0221003731 (0221006250)	boukei@pref. shizuoka.lg.jp
		-	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)				
愛知	防災局 災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			-	23-1128 (23-4612)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@ pref.aichi.lg.jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)				
三重	防災対策部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町13番地			-	24-11 (24-11切替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref. mie.lg.jp
		-	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)				
滋賀	総合政策部 防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町4-1-1			-	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	as00@pref.shig a.lg.jp
		077-528-3436 (内線 7400)	077-528-3432 (077-528-3436)	077-528-6037 (077-523-6390)				
名古屋	防災危機管理局 危機対策室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1			-	-	0237006090 (0237005555)	a3584@bosaiik ikanri.city.na goya.lg.jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3584 (052-961-0119)	052-962-4030 (052-953-0119)				

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市庁内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

## 資料編 2. 様式集

No	種類	様式名	頁	使用組織				
				被災県	被災市町村	支援県	支援市町村	環境事務所
1	被害状況	災害等廃棄物処理事業及び 廃棄物処理施設の被害状況について	1	○	○			○
2-1-1	支援要請	人的支援要請（被災市町村→被災県）	2	○	○			○
2-1-2	支援要請	人的支援要請（被災県→中部環境事務所）	3	○				○
2-2-1	支援	人的支援要請（支援市町村→支援県）	4			○	○	○
2-2	支援	人的支援要請（支援県→幹事支援県）	5	○		○		○
2-3	マッチング	人的支援マッチング表（最終シフト表兼ねる）	6	○	○	○	○	○
3-1-1	支援要請	資機材支援要請（被災市町村→被災県）	7	○	○			○
3-1-2	支援要請	資機材支援要請（被災県→中部環境事務所）	8	○	○			○
3-2-1	支援	資機材支援要請（支援市町村→支援県）	9	○				○
3-2	支援	資機材支援要請（支援県→幹事支援県）	10			○	○	○
3-3	マッチング	資機材支援マッチング表（最終シフト表兼ねる）	11	○	○	○	○	○
4-1	支援要請	処理支援要請	12	○	○	○	○	○
4-2	マッチング	処理支援集約	13	○	○	○	○	○

※本様式は、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（第二版）で使用する様式である。「7. 災害復旧・復興時の広域連携の手順」に対応する様式は、今後の検討課題とする。

様式1 (都道府県取り  
まとめ用)

災害等廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット(被災情報用シート)】

被害をもたらした災害等(災害等の名称、日付) : 台風○号(令和○年○月○日)  
 都道府県名 : 課室名 : 担当者名 :  
 (電話 : メールアドレス : )

黄色で塗りつぶしている欄は、発災直後に把握いただきたい。

緑色で塗りつぶしている欄は、発災直後には必ずしも必要ないものの、把握できた情報を随時更新いただきたい。

- ※前回からの変更箇所は赤字としてください。
- ※必要に応じて、行を追加して記載してください。
- ※随時更新していく情報につき、**現段階で把握している情報を記載**してください。すぐに修正となっても問題ありません。

[Ctrl + ;] [Ctrl + :]

1. 廃棄物処理施設・浄化槽(市町村設置型)の被害状況

(被害あり)又は「確認中」の場合記載		(その後、把握できた情報を随時更新)			復旧見込額 (千円)	
市町村名	被害状況 (特ノ調査中)	施設種別	施設名	稼働状況		
				稼働停止日	稼働再開日	

- ※記載すべき施設が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載すること。
- ※被害がありえるものの、「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」として取扱うこと。

2. その他、被災情報

(被災情報がある場合記載)		(その後、把握できた情報を随時更新)					災害廃棄物 発生総量 (千ト)	災害廃棄物処理 事業見込額 (千円)	(市町村基礎データ)		災害廃棄物 推計量自動計算 (千ト)
市町村名	被災情報全般 (特ノ調査中)	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水			棟数	世帯数	
		(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(世帯)	(世帯)		

- ※建物被害に関する欄は、消防庁や災害対策本部等に報告している最新の内容に記載すること。
- ※災害廃棄物発生総量の算定に当たっては、必要に応じて、欄外の推計量自動計算を活用して算出可能。(※より具体的な発生量を把握している場合はその内容に記載)

※「棟数」及び「世帯数」は、市町村の基礎データとしての棟数・世帯数を入力してください。(発災直後であるため、簡易的な計算)  
 (参考) 総務省 | 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数  
 (参考) e-Stat | 住宅・土地統計調査

※床上浸水と床下浸水の被害世帯数を把握している自治体においては、床上浸水・床下浸水の棟数・世帯数を用いることで、より実態に近い推計量が算出できます。

(以下の欄は、「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合に」記載してください)

仮置場の緯度・経度が分からない場合は空欄で結構です。

3. 仮置場の状況

市町村名	仮置場所在地及び名称	緯度	経度	保管面積 (㎡)	最大保管容量に対する割合			受入期間		備考 (受入状況、搬出状況等)	(公表されれば) 仮置場情報ウェブサイトURL
					合計 (%)	うち固形物 (%)	固形物以外 (%)	受入開始日	受入終了日		

- ※仮置場が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載すること。
- ※ひっ迫状況等について、課題が生じている場合、具体的な内容は次項「4. その他、課題等」欄に記載すること。

4. その他、課題等

市町村名	課題の内容 (なるべく具体的に)		対処方針・必要な支援等 (想定できていなければ空欄で可)	
	(簡潔記述)	(詳細記述)	(簡潔記述)	(詳細記述)

- ※把握できる範囲で、なるべく具体的に記載すること。



【様式2-1-2】 人的支援に係る支援要請（被災県→中部環境事務所）

被災市町村が、支援内容と必要な期間と数量を記入（移動日は含まない）

支援側記入欄		被災側記入欄			2月																											
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
市町村名	氏名	被災市町村	支援内容	職種・経験等	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		A市	仮置場支援	特に指定しない						5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	記入例	A市	事務支援	災害廃棄物等処理事業の経験者									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		B市	事務支援	災害廃棄物処理事業における事務要員									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							
		C市	仮置場支援	災害廃棄物等処理事業の経験者									4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
1																																
2																																
3																																
4																																
5																																
6																																
7																																
8																																
9																																
10																																
11																																
12																																
					0	0	0	0	0	5	5	5	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	

















【様式4-1】 処理支援要請（被災市町村→被災県）

処理支援依頼内容

記入例

1	回答日	(年/月/日)	2026年3月1日	
2	処理依頼	右表参照	公費解体ごみの処理	
3	廃棄物 (可燃ごみ) ※1	種類の詳細 (例：使用済みプラスチック 容器を含む、木枝等)	木くず・可燃ごみ	
4		性状（例：不燃物分別済み、 石綿含有なし）	分別済み	
5		寸法	50cm以下	
6	処理依頼量	ごみ量(t/日)	50	
7	処理依頼期 間	開始日（年/月/日）	2026年3月10日	
8		終了日（年/月/日）	2026年4月30日	
9	日数	(日)	51	
10	排出場所住所		〇〇市〇〇仮置場	
11	搬入予定車 両（最大） ※2	種類	アームロール車	
12		車両規模	5トン	
13		寸法（長さ、幅、高さ、ダン ピング時高さ）	9200L*2550W*3500H ダンピング高さ6800H	
14	備考	条件等		

※1 支援依頼の際には、廃棄物の形状が分かる写真等の資料を添付する。

※2 搬入車両が複数台予定されている場合は行を追加して記入する。

支援依頼の際には、搬入車両の外形寸法図等の資料を添付する。

【様式4-2(簡約)】登記簿が登記簿が作成した様式4-1を基に作成

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
登録日	登記事項	種類 (地上権、地上権、 借地権、借家権、 その他)	権利 (所有、借地権、 借家権、その他)	内容 (内容、権利、 その他)	面積 (㎡)	開始日 (年/月/日)	終了日 (年/月/日)	日付 (日)	所在地	種類	権利 (所有、借地権、 借家権、その他)	内容 (内容、権利、 その他)	面積 (㎡)
2024年3月1日	公費課税工場の設置	借地権	借地権	借地権	300㎡	2024年3月1日	2024年4月30日	日付	所在地	種類	権利	内容	面積
	借入金												

実務簿が登記簿が作成した様式4-1を基に作成

No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	No.17
用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途									

